

公示番号：180193

国名：ベトナム

担当部署：人間開発部保健第二グループ保健第三チーム

案件名：(科学技術) ベトナムにおける治療成功維持のための”bench-to-bedside system”構築と新規 HIV-1 感染阻止プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年8月上旬から2018年9月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.46M/M、合計 0.96M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)  
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)  
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年8月3日(金)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	保健分野にかかる各種評価調査
------	----------------

対象国／類似地域	ベトナム／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

また、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト本体への応募・参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ベトナムにおいては 2015 年時点でヒト免疫不全ウイルス（HIV）に感染している者（以下「感染者」）が 23 万人から 29 万人いるとされ、これはアジア大洋州地域で 5 番目に多い数字である。ベトナム保健セクター開発 5 年計画（2016 年－2020 年）においても HIV 予防・関連ケアや抗レトロウイルス療法（ART）の質を向上し、HIV の蔓延を防ぐことが課題として掲げられている。

これまでベトナムでは感染症分野の世界的な資金メカニズムであるエイズ・結核・マラリア対策世界基金（Global Fund）や、米国のエイズ対策基金（PEPFAR）からの資金的支援のもと、感染者のエイズ発症を抑える抗レトロウイルスの投薬が行われてきた。これにより、国内のエイズ発症および死亡者数は一定程度抑えられてきたが、ベトナムが中所得国になったこと等から上記支援は打ち切られることとなった。これに伴い、ベトナム政府は 2016 年に ART を健康保険の対象項目に含め、郡病院で治療を行うことを決定した（2016 年首相決定 No.2188）。しかし郡病院スタッフのエイズ診断・治療の知識や能力は十分でなく、感染者に対する誤った指導や治療が行われ、薬剤耐性を持つ HIV の蔓延が懸念されている。したがって、郡病院の治療状況を中央で監視・モニタリングする仕組みを構築する必要がある。

また、HIV 感染リスクの高い非感染者に対する曝露前予防法（Pre-Exposure Prophylaxis: PrEP）が 2017 年にベトナムの HIV 治療ガイドラインに記載され、今後国立熱帯病病院を中心とした治療グループで実施予定となっている。PrEP を成功させるためには、薬剤耐性ウイルスの蔓延を防ぐことも重要である。また PrEP の効果を免疫機能という観点から解析することで感染防御に関与する免疫が同定できれば将来的な HIV ワクチン開発にも繋がる可能性がある。

かかる状況の下、ベトナム政府より地球規模課題対応国際科学技術協力事業（Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development : SATREPS）として「ベトナムにおける治療成功維持のための”bench-to bedside system”構築と新規 HIV-1 感染阻止プロジェクト」が我が国に対して要請され、これと並行して国内研究協力機関である国立国際医療研究センター（NCGM）より国立研究開発法人日本医療研究開発機構（Japan Agency for Medical Research and Development: AMED）に対し研究申請が行われた。本案件は、AMED が実施した外部有識者委員会による選考結果を踏まえ、2018 年度新規採択案件として決定された。プロジェクトは、ベトナムの保健システムのもとで治療効果が維持されているかの検証、および新規感染者抑制目的で導入される曝露前予防の有効性検証を行い、ベトナムにおける新規感染者の増加抑制を達成することを目的とする。同国の実施機関であるベトナム国立熱帯病病院と、我が国の国立国際医療研究センターならびに熊本大学が共同研究を行う。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、社会実装への取組も含めたプロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書 (Minutes of Meetings: M/M) を締結するとともに、必要な情報を収集・分析し、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団の一員として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続き、並びに SATREPS の趣旨・目的・制度を十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2018 年 8 月上旬）

- ①要請内容・背景を把握する。（関連報告書等の資料、情報の収集・分析）
- ②上記を踏まえ、調査計画・方針（案）を検討する。
- ③PDM・PO（案）（英文・和文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ④我が国の研究実施機関へのヒアリングを行い、資料・情報の整理、分析を行う。
- ⑤他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の整理、分析を行う。
- ⑥ベトナム側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地業務期間（2018 年 8 月中旬～8 月下旬）

- ①JICA ベトナム事務所等との打合せに参加する。
- ②ベトナム側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、ベトナム側に説明を行う。
- ④事前に JICA ベトナム事務所を通じてベトナム側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - ア) ベトナムの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
  - イ) HIV/エイズの現況、サーベイランス体制、保健行政システム、実験室に係るインフラ状況、関連政策・ガイドライン
  - ウ) HIV/エイズ対策における研究・開発動向とその成果の社会実装への取り組み
  - エ) ベトナム側業務実施体制（組織・予算・人員等）
  - オ) 他ドナー・機関の援助動向
- ⑤調査団及びベトナム側と協議の上、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥ベトナム側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑦評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA ベトナム事務所等に報告する。

### (3) 帰国後整理期間（2018 年 8 月下旬～9 月中旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文）の作成を行う。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 事業事前評価表（案）（和文）

上記（1）～（2）については、電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ハノイ⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2018年8月12日～2018年8月25日を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 研究総括（国立国際医療研究センター）
- エ) 評価分析（本コンサルタント）

なお、この他にAMEDから研究主幹、調査員、研究総括支援がAMED予算で参加する予定。

### ③便宜供与内容

JICAベトナム事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配

あり

- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

- エ) 通訳備上

- あり
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のアポイントメントの取り付け
- カ) 執務スペースの提供  
なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。
  - ・ 2018年5月17日付ニュースリリース・2018年度SATREPS 新規採択案件概要  
[https://www.jica.go.jp/press/2018/20180517\\_01.html](https://www.jica.go.jp/press/2018/20180517_01.html)
- ② 本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に以下のとおり記載してメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール：
    - タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料その他配布資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
- ③ その他本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第二グループ保健第三チーム (TEL: 03-5226-8356) にて配布します。
  - ・ 要請書

## (3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上